

令和4年度第2回愛知県事業認定審議会会議要旨

1 開会

(1) 会議成立の確認

委員総数7名のうち出席者が5名であり、愛知県事業認定審議会条例第4条第3項の規定により定められた定足数である委員の過半数に達し、会議が成立している旨を事務局から報告した。(残り2名途中参加。議決は7名で実施。)

2 議題

(1) 日進市「道の駅」整備事業の事業認定について

ア 事務局からの説明

(ア) 第1回審議会の質疑等に対する説明について

(イ) 事業認定要件及び適合性について

イ 各委員からの意見

- 前回の様々な質問については、今回、詳細な資料にて説明を受け、理解し納得した。
- 審議会として事業の認定を認めるとしても、問題意識が高い案件となっているため、様々な意見を踏まえ、事業実施にあたっての留意点等を附帯意見としてつけてはどうか。
- 子育て支援施設については、相談窓口を設置することにより、ニーズの掘り起こしができるといった部分で非常に意義がある。
- 道の駅の採算が合わないということが将来あったとしても、すべてやめてしまうということでは、子育て支援等、公益的な役割といった本来の目的を達しないことになるため、事業者は責任をもって運営していただきたい。
- 環境への影響等について、実際に事業を進めていくと予想していなかった騒音等が出てくることがある。そういうことも想定し、何かあればきちんと対応するというのであれば、比較衡量の結果、公益性を認めてもよいと思う。
- 施設が完成した後は、施設の意義、公益性、利便性、必要性について広くPRすることが必要である。
- 施設を造った後、様々な形で問題が出てくる場合があると思われるが、そういった場合は、起業者には責任ある対応をしていただきたい。

ウ 審議結果

全会一致で、土地収用法第20条の規定により事業認定を行うことについて、事業認定庁である愛知県知事の判断を相当であると認める、と承認された。

(2) その他

- ・ 諮問書に対する答申については、本日の審議結果をもとに会長と事務局との相談の上で答申案を作成し、委員の承諾を得ることとする。
- ・ 会長が会議録に署名する委員に青木委員と永岩委員を指名し、両委員はこれを承諾した。